

【研究論文】 施設の用途別における指定管理者制度の一考察

—スポーツ施設、文教施設、社会福祉施設にみる指定管理者制度—

吉澤 幸夫

日本大学大学院総合社会情報研究科後期課程

Research Paper: A Study of the Designated Manager System According to Facility Use

—The Designated Manager System in Sports, Educational, and Social Welfare Facilities—

YOSHIZAWA Yukio

Graduate Student at the Graduate School of Social and Cultural Studies, Nihon University,

The number of facilities adopting the designated manager system is increasing. The number of designated managers in joint-stock companies is also increasing. However, designation in the private sector has not progressed due to facility-specific challenges. Public facilities have various uses. Each facility has a unique purpose of establishment (e.g., promoting sports and health, culture and the arts, and welfare through the provision of welfare services). The designated manager system should be aimed at taking advantage of private sector enterprises such as joint-stock companies and their autonomy to ultimately achieve the objectives for which a facility was established.

1. はじめに

指定管理者制度は、地方公共団体の所有する公の施設を民間等の法人やNPO等の団体に運営管理を代行させることを可能とした制度である。2003年6月公布、2003年9月施行の地方自治法の一部改正により始まる¹。制度の目的は、「住民サービスの向上と経費の削減」である²。

ところで、公の施設といっても、地方公共団体による設置目的は多岐にわたる。例えば、体育館やプール等のレクリエーション・スポーツ施設、展示場施設や見本市施設等の産業振興施設、公園や水道施設等の基盤施設、図書館や博物館等の文教施設、福祉・保健センターや保育園等の社会福祉施設というように施設の種類は様々である。

指定管理者制度の導入施設は、増加傾向³にあり、しかも、株式会社等の民間企業が指定管理者に選定される割合も増え、公の施設の民営化は進んでいるが、利益の最大化が目的の株式会社は、それぞ

れの設置目的に沿った運営管理が可能なのだろうかという疑問が自然に湧く。また、指定管理者制度導入の目的は、住民サービスの向上と経費の削減というトレードオフの関係にあるようにも思える。

このような中、指定管理者制度の課題について個別の施設あるいは施設の用途別に研究されたものはあるが、包括的な視野で研究されたものは、管見の限り見あたらない。

本研究では、用途が異なる施設のそれぞれの課題を俯瞰し、指定管理者制度の課題を明らかにし、課題解決のための示唆をおこない、設置目的が多岐にわたる公の施設の民営化促進の一助になることを目的とする。

本研究では、施設の設置目的が多岐にわたるため、レクリエーション・スポーツ施設、文教施設、社会福祉施設を対象とする。スポーツ振興と健康増進、文化芸術の振興、福祉サービスの提供等の福祉の増進というように、その施設の設置目的には明確

な相違がある。それぞれの課題を先行研究から抽出し、そこから、共通した課題の解決を試みることにある。

研究方法は、第2章で、レクリエーション・スポーツ施設、文教施設、社会福祉施設の指定管理者導入状況を整理し、第3章で、先行研究から用途別の課題を抽出し、第4章で、個別の課題と共通の課題から指定管理者制度を俯瞰的に考察し、第5章で、おわりとして本研究をむすぶ。

2. 指定管理者制度の導入状況の整理

導入状況の整理には、令和4年(2022年)3月に総務省自治行政局経営支援室が公表した『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』

(以下、令和3年調査という)を用いた。公表された調査の調査時点は、令和3年4月1日現在である。

2.1 指定管理者制度の導入状況(概要)

指定管理者制度が導入されている施設は、表1のとおり合計77,537施設で、前回の平成30年の調査よりも1,269施設増加している。また、表2では、株式会社、NPO法人、企業共同体等の民間企業が、指定管理者制度導入されている77,537施設のうち43.1%の33,708施設が指定されている。前回の平成30年の調査と比較しても民間企業等の指定は3.1ポイント増加している。表1と表2から、明らかに公の施設の管理運営の民営化は進んでいるといえる。

表1 指定管理者制度が導入されている施設数

都道府県	6,721施設
指定都市	8,063施設
市区町村	62,753施設
合計	77,537施設

・前回調査(76,268施設)から、1,269施設の増

出所：総務省自治行政局経営支援室が公表した『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』(公表2022年3月、調査時点2021年4月1日現在)より転載。表2、表3についても同様。

表1 指定管理者制度が導入されている施設のうち民間企業等(株式会社、NPO法人、企業共同体)が指定管理者の施設数

都道府県	2,712施設(40.2%)
指定都市	3,903施設(47.8%)
市区町村	27,093施設(42.8%)
合計	33,708施設(43.1%)

・()内は、各区分の導入施設に占める割合

・前回調査(40.0%)から、3.1ポイントの増

2.2 指定管理者制度の導入状況(用途別と指定団体の属性)

表3では、レクリエーション・スポーツ施設の指定管理者に選定されている割合は、株式会社が一番多いが、文教施設と社会福祉施設については、株式会社が指定管理者に指定されている割合は少ないことがわかる。株式会社が文教施設や社会福祉施設に積極的に応募をしないのか、または応募はするが指定管理者に選定されないのかはわからない。言い換えると、株式会社にとっては、文教施設や社会福祉施設が営業的に魅力に乏しいのか、または、管理運営のノウハウが不足しているのかということになるのであろう。もしくは、文教施設や社会福祉施設の運営管理のノウハウを有する株式会社が少数であるということであろう。

3. 先行研究からの施設の用途別における指定管理者制度の課題

表3の説明の通り総務省のカテゴリーでもレクリエーション・スポーツ施設、文教施設、社会福祉施設といっても多岐にわたる。そのため、レクリエーション・スポーツ施設ではスポーツ施設に、文教施設では文化ホールに、社会福祉施設では児童館・保育園にそれぞれ先行研究の対象を絞ることとする。

3.1 スポーツ施設の課題

間野・庄子・本目(2009)は、指定管理者制度導入前後の利用者満足度の調査研究をおこなった。調査方法は、施設管理者へインタビューと施設利用者へのアンケート調査である。結果については、指定管理者制度導入後、利用者満足度が向上し、利用者数が

表3 指定管理者制度導入施設の状況（全体）

(単位:施設、%)

区分	種別	1 株式会社	2 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等	3 地方公共団体	4 公共的団体	5 地縁による団体	6 特定非営利活動法人	7 1～6以外の団体	合計
1	レクリエーション・ スポーツ施設	4,904 (31.7%)	4,695 (30.3%)	59 (0.4%)	832 (5.4%)	787 (5.1%)	1,557 (10.1%)	2,645 (17.1%)	15,479 (19.8%)
2	産業振興施設	1,950 (30.5%)	1,022 (16.0%)	1 (0.0%)	1,258 (19.7%)	989 (15.5%)	252 (3.9%)	921 (14.4%)	6,393 (8.2%)
3	基盤施設	8,761 (31.9%)	9,268 (33.7%)	97 (0.4%)	1,113 (4.0%)	2,262 (8.2%)	552 (2.0%)	5,438 (19.8%)	27,491 (35.1%)
4	文教施設	1,720 (11.0%)	2,448 (15.6%)	25 (0.2%)	1,155 (7.4%)	8,135 (51.9%)	657 (4.2%)	1,540 (9.8%)	15,680 (20.0%)
5	社会福祉施設	1,036 (7.8%)	1,278 (9.7%)	5 (0.0%)	7,286 (55.2%)	1,820 (13.8%)	939 (7.1%)	836 (6.3%)	13,200 (16.9%)
	合計	18,371 (23.5%)	18,711 (23.9%)	187 (0.2%)	11,644 (14.9%)	13,993 (17.9%)	3,957 (5.1%)	11,380 (14.5%)	78,243 (100.0%)

※ 種別については複数回答可

○指定管理者となった団体の種別の例は、以下のとおり。

- 1 株式会社（特例有限会社を含む。）
- 2 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、
地方三公社（住宅供給公社、道路公社、土地開発公社）
- 3 地方公共団体（一部事務組合等を含む。）
- 4 公共的団体（例：農業協同組合、社会福祉法人、森林組合、赤十字社等）
- 5 地縁による団体（例：自治会、町内会等）

※地方自治法第260条の2第7項に規定する「認可地縁団体」であるか否かは問わない。

- 6 特定非営利活動法人（NPO法人）
- 7 1～6以外の団体（例：学校法人、医療法人、共同企業体等）

○公の施設の内容の例は、以下のとおり。

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
体育館、武道場等、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、
宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、
キャンプ場、学校施設（照明管理、一部開放等）等
- 2 産業振興施設
産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
- 3 基盤施設
公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、
港湾施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）、霊園、斎場等
- 4 文教施設
図書館、博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）、公民館・市民会館、
文化会館、合宿所、研修所（青少年の家を含む）等
- 5 社会福祉施設
病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、
児童クラブ、学童館等、保育園等

出所：団体の種別、公の施設の例についても『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』より転載。

増大したとまとめている。

北川・西田・三田・祐末(2022)は、指定管理者制度の導入後、経費削減が優先されてしまいスポーツ施設の課題が解決しているとは言い難いと問題提起をして、滋賀県内のスポーツ施設を単独施設、屋内型複合施設、屋内・屋外型複合施設、プール付帯施設の4つのタイプに種別し研究した。その結果として、屋内型複合施設や屋内・屋外型複合施設は、公共スポーツ施設が集中しているため情報の連携を容易にさせるために地方公共団体の直営が望ましい、プール付帯施設は高度なリスクマネジメントの必要性から専門的な知識を有する民間が望ましい、単独施設は、地方公共団体と連携をとることが容易な外郭団体でも管理が可能である、と提言している。

スポーツ施設の指定管理者制度導入の課題は、屋内型複合施設や屋内・屋外型複合施設というスポーツ振興施策の拠点施設を株式会社等の民間事業者へ指定管理者に指定をするのには、民間事業者が当該地方公共団体のスポーツ振興の理念や方針を理解し、スポーツ行政担当課職員とどのように連携を図れるかということになるであろう。

3.2 文化ホールの課題

中川(2005)は、公共文化施設の政策的使命と有効性から、指定管理者制度導入の影響と指定管理者制度はどのように運用されるべきかを考察し、指定管理者の選定にあたっては、当該地方公共団体の文化政策を理解し、具現化できる団体かどうかを考えるべきであるとしている。

渡部(2015)は、政令指定都市の文教施設の指定管理者制度運用を事例に、文化芸術の振興に関わる文化ホールを非公募にして他の文教施設とは差別化している自治体として、札幌市、京都市をあげている。両市とも継続性と専門性を理由に当該市の文化財団が指定管理者となっている。

文化ホールの指定管理者制度導入の課題は、当該地方公共団体の文化政策を理解し、具現化できる団体を指定管理者に指定しなければならないということであろう。

3.3 児童館・保育園の課題

表3を見ると、福祉施設の指定管理者は、社会福祉法人等の公共的団体の55.2%に対して株式会社は7.8%と極端に少ない。そのためか、福祉施設での指定管理者導入に関しての研究が見あたらない。かろうじて、藤丸(2016)が東京23区の指定管理者導入施設から児童館・保育園の導入状況を試みているが、株式会社の指定がまだ少なく十分な分析が行えないとしている。そのような中でも、保育園に限れば、指定管理者制度が導入されている他の施設と比較して6年以上という指定期間を長めにしているところが多く、児童館については長めとまではいえないが、社会福祉施設は、レクリエーション・スポーツ施設と比較して指定期間が長くなるものが多いことを明らかにしている。保育園については、子供を預かるため信頼関係の醸成が必要なことから、指定期間を長めにして雇用を安定させることが望ましいと推察している。

児童館・保育園の指定管理者制度導入の課題については、株式会社の指定が少ないことから、今回の研究では明確な答えはない。

4. 施設の用途別にみる指定管理者制度の考察

スポーツ施設と文化ホールについては、設置目的の違いはあるが、それぞれの行政政策を実現するためには、拠点となる施設は、経費の削減と住民サービスの向上を目的とした指定管理者制度の導入に慎重にならざるをえないという現状が明らかになった。

福祉施設については、株式会社等の民間団体の指定が少ないという理由が明らかではないので、本章では、スポーツ施設と文化ホールについて指定管理者制度について考察する。

4.1 共通課題の整理

スポーツ施設には、スポーツの振興と健康増進、文化ホールには、芸術・文化の振興、福祉施設には、福祉サービスの提供と福祉増進というようにそれぞれの施設に設置目的がある。

スポーツ施設は、各自治体にスポーツ行政の拠点となるべく、大型の複合施設があり、各地域には地区体育館やプール等の施設がある。地区体育館につ

いては、経費の削減や住民サービスの向上といった目的達成のために指定管理者制度が活用される傾向がある。また、プールについても、監視状況によっては人命にかかわるなどリスクも大きいことから、専門的知見を有する株式会社等の民間団体を指定管理者に選定する傾向があると思われる。しかしながら、当該自治体のスポーツ行政の拠点施設については、株式会社等の民間団体を指定管理者に積極的に選定しているとは言い難い。

文化ホールにいたっては、経費の削減や住民サービスの向上だけではなく、当該自治体の文化政策の理解と具現化が指定管理者選定の重要な要素となることから、株式会社等の民間事業者にとっては極めて高いハードルになっているといえる。

表 4 東京都のレクリエーション・スポーツ施設と文教施設の指定管理者制度導入状況

種別	株 式 会 社	一 公 般 益 社 団 財 団	地 方 公 共 団 体	共 同 企 業 体	合 計
レクリエーション・スポーツ施設	1	3	4	11	19
文教施設	3	10			13

出所：総務省自治行政局経営支援室が公表した『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』（公表 2022年3月、調査時点 2021年4月1日現在）の個表をもとに筆者作成。

このように、スポーツ施設にしても文化ホールにしても、それぞれに施設には、設置目的があり行政政策を実現させるための一環として設置されている。指定管理者制度は、経費の削減と住民サービスの向上を目的としているが、それぞれの設置目的に沿った管理運営がなされるかどうか、選定基準として大きな要素となるべきであろう。ましてや、スポー

ツ振興政策の拠点施設、芸術・文化振興政策の拠点になるような施設においては、当該自治体と密に連携を図り、当該自治体の政策について同程度の理解が必要になる。そのうえ、経験値も必要になるであろう。このようなことから、それぞれの拠点施設は、当該自治体の直営か、指定管理者制度が導入されていても一般財団法人か公益財団法人が指定管理者となっているのが大半である。表 4 は、東京都の事例である。

4.2 指定管理者制度創設の含意

指定管理者制度は、ニューパブリック・マネジメント（以下 NPM という）という行政手法の一つである。

当時の小泉内閣が平成 13 年(2001 年)6 月 26 日に閣議決定した『今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針』のなかに、中長期的なプライマリーバランスの黒字化を目標に NPM を新しい行政手法として取り組むとしている。これを基に翌年の平成 14 年(2002 年)7 月に内閣府総合規制会議が『中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－』を発表し、民営化、民間事業者の参入、民間委託等の PPP⁴ を推進するための阻害要因となる規制の改革・撤廃を提言した。その翌年に地方自治法の一部改正(2003 年 6 月公布、2003 年 9 月施行)が行われ指定管理者制度が創設された。つまり、NPM という行政手法の一部が指定管理者制度ということになる。図 1 はそれをイメージ化したものである。

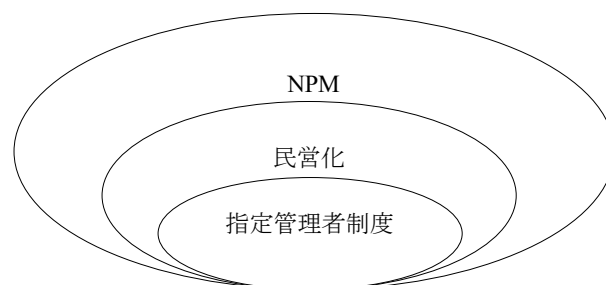


図 1 指定管理者制度の位置づけのイメージ

出所：筆者作成

NPM 理論について、大住(1999)は、1980 年代半ば以降、英国・ニュージーランドなどアングロサクソ

ン系諸国を中心に形成された行政運営理論であるとして、①業績／成果による統制を行う、②市場メカニズムを可能なかぎり活用する；民営化、エージェンシー化、内部市場などの契約型システムの導入、③顧客主義への転換、④統制しやすい組織変革、という4つの特徴をあげている。

また、大住(1999)はNPM理論が形成された背景について、第2次世界大戦後から70年代にかけてリベラリズムの潮流の中で「混合経済体制」が進み、「大きな政府」が形成された。しかし、1970年代を通じて政府企業の経営改善がうまくいかず、1980年代の「新保守主義」により民営化は引き継がれていったとしている。

上野(2005)は、民営化の理論的根拠は市場の失敗と政府の失敗の理論である。具体的には、①政府の失敗の原因が民営化の理論的基礎であり、②市場の失敗をなくすようにすれば、各種の公共財・サービスの生産を政府から民間に移すことができるという2つの論考で組み立てられているとしている。

ここまでの、指定管理者制度の含意をまとめると、「経費削減と住民サービスの向上」という目的があ

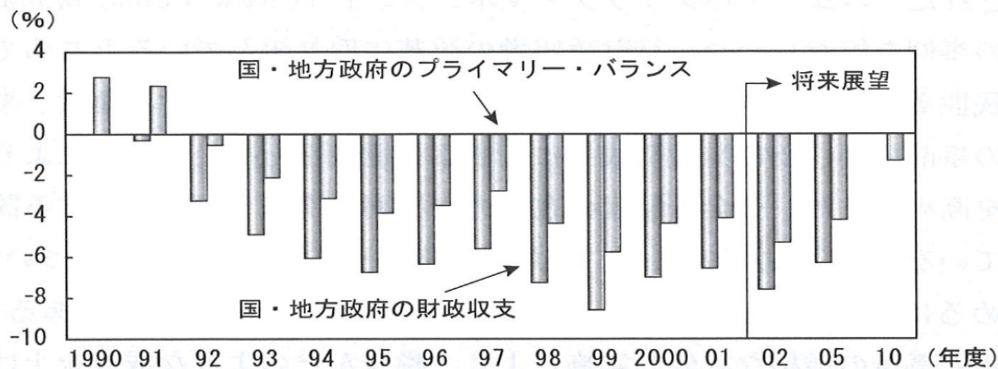
るにしても、政府にとっては、市場の失敗に留意しながら民営化を進めていくということだろう。

4.3 考察

民営化の基本方針を平成13年(2001年)6月に閣議決定し、規制撤廃の具体的な提言をとりまとめたものを平成14年(2002年)7月に内閣府総合規制会議が発表し、指定管理者制度の法的根拠となる地方自治法の一部改正が公布されたのが平成15年(2003年)6月である。基本方針を決定してから2年後には公布されているから行政にスピード感があるともいえるが、それだけ財政改革が喫緊の課題であったのである。図2は、平成15年に内閣府から発表された資料ではあるが、基本方針が閣議決定された平成13年(2001年)の状況がわかる。

このような経緯から、指定管理者制度は、「経費の削減と住民サービスの向上」という目的で創設されたというが、どうしても「経費の削減」に重きを置いて運用されてしまうことは否めない。つまり、施設の管理運営に効率性を重視してしまうのは致し方ないといえる。

プライマリー・バランスの黒字化が課題



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算年報」より作成。98年度は、国鉄・林野一般会計承継債務分を除く。
 2. プライマリー・バランスは貯蓄投資差額からネットの利払いを差し引くことにより作成。プライマリー・バランスとは、「借入を除く税収等の歳入」から、「過去の借金に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことである。
 3. 将来展望は、2010年代初頭にプライマリー・バランスの黒字化を目指すとした場合の値。「改革と展望 - 2002年度改定」内閣府作成参考資料(平成15年1月20日経済財政諮問会議提出)による。

図1 国・地方のプライマリー・バランス

出所：内閣府(2003)『平成15年度年次経済財政報告』より転載

一方で、地方公共団体は、中央政府から地方自治を預かる立場である。財政健全化は勿論であるが、住民の福祉の増進、地方創生、激甚災害からの復興等課題も山積みであろう。また、スポーツ振興や文化・芸術振興も住民の福祉の増進という観点から行政施策として重要であろう。そうすると、公の施設は設置目的が多岐にわたるが、指定管理者制度の導入は、比較的効率性を重視した管理運営で支障のない施設から実施されるということになるのだろう。例えば、スポーツ施設なら、住民の個人利用や団体利用の利便性や安全性を確保し、効率的な管理運営をすればよいであろう比較的規模の小さな地区体育館等である。

スポーツ施設の拠点施設や文化ホールについては、地方公共団体がそれぞれの行政政策を具現化し、発信拠点となることから、直営または当該自治体とかわりの深い公益財団等の団体が管理運営をすることになるのであろう。とはいうものの、指定管理者制度は、政府の失敗を理論的根拠にして形成された NPM 理論の行政手法から創設された制度であるということから、やはり、株式会社等の民間事業体に移行していくべきと考える。

つまり、市場の失敗があり、そして政府の失敗があって、NPM 理論が行政手法として生まれたことから、NPM 理論は、行財政改革を目指している。このことは、当然政府改革につながる。ということは、民主主義の深化へと理論を引き上げていく必要があると考える。そのためには、指定管理者制度は、NPM の一部分ではあるが、官民一体となって更に導入を促進しなくてはならないといえるであろう。

表 4 の東京都の例でいうと、文教施設の拠点施設は、公益財団法人が指定されているが、スポーツ施設については、東京体育館、東京武道館、駒沢オリンピック公園総合運動場という拠点施設といえる指定管理者には公益財団法人が中心となる共同企業体が指定されている。東京都の選定意図は、定かではないが、少なくとも拠点施設の管理運営に株式会社等の民間企業体が加わることは、民間企業にとって、東京都のスポーツ行政を理解し管理運営の知見が蓄積されることになるだろう。このことは、民間への緩やかな移行方法を示唆しているといえるのではな

かろうか。

スポーツ施設や文化ホール等、公の施設には、それぞれに設置目的があるが、効率性を重視して管理運営が円滑にいく施設もあるが、地方公共団体の行政施策の推進のためには、行政施策の理解が、場合によっては効率性よりも重視されなければならない。しかしながら、指定管理者制度は、NPM という行政手法の一方法である。その NPM 理論は、政府の失敗を理論的基礎としている。このことから、文化・スポーツ施設も含め多岐にわたる公の施設の運営を民間企業でも担えるように、地方公共団体は、民間企業への支援、育成というのも行政課題とするようにならないといけないと考える。

5. おわりに

本研究は、公の施設にはそれぞれに違う設置目的があるけれども指定管理者制度の導入を促進すべきであることを明らかにした。その論拠は、指定管理者制度は、NPM という行政手法の一つであり、NPM 理論は、政府の失敗に基礎的論拠があるということである。

しかし、市場の失敗、政府の失敗を検証するときには欠かせない論点は、純公共財、準公共財、私的財についてである。何をどこまで民営化すべきかである。幸いにも NPM 論の先行研究を数多く見ることができるので、スポーツ行政や芸術・文化行政についてもこれらの視点からも再度論じたい。

いずれにしても、指定管理者制度は、経済の活性化だけではなく、市民スポーツや市民文化が新たなステージにあがる切っ掛けになりえる制度だと考えることができるので、更に研究を続けていきたい。

注

1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項。
2. 総務省自治行政局 (2003) 『地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知)』に「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的とするもの」とある。
3. 表 1 のとおり。

4. PPP (Public Private Partnership : 公民連携) には PFI や指定管理者制度等が含まれるがこの時点では、指定管理者制度はなく、2003 年の地方自治法の一部改正で創設される。

引用文献

- 上野宏(2002)『民営化とニュー・パブリック・マネージメントの論理的帰結：政府の新しい役割－その 1』国際協力論集第 10 巻,第 1 号
- 上野宏(2004)『民営化とニュー・パブリック・マネージメントの論理的帰結：政府の新しい役割－その 2』国際協力論集第 11 巻,第 3 号
- 上野宏(2005)『民営化とニュー・パブリック・マネージメントの論理的帰結：政府の新しい役割－その 3』国際協力論集第 12 巻,第 3 号
- 大住荘四郎(1999)『ニュー・パブリック・マネージメント－理念・ビジョン・戦略』株式会社日本評論社
- 北川椋太・西田涼平・三田真一郎・祐末ひとみ(2022)『スポーツ施設政策提言－これからの指定管理者制度－』スポーツ産業学研究 Vol.32,No.3,p397-400
- 中川幾郎(2005)『指定管理者制度と公共文化施設のこれから』文化経済学第 4 巻,第 4 号
- 藤丸麻紀(2016)『児童館・保育園の指定管理者制度に関する分析』和洋女子大学紀要第 56 集,p41-54
- 間野義之・庄子博人・本目えみ(2009)『公共スポーツ施設の指定管理者制度導入前後の利用者満足度の変化－A 体育館を対象とした事例研究』スポーツ産業学研究 Vol.19,No.2,p.223-229
- 吉澤幸夫(2022)『指定管理者制度、20 目の考察－指定管理者制度を考察するための基本的視座－』日本大学大学院総合社会情報研究科紀要 Vol.23,No.3,p165-172
- 吉澤幸夫(2023)『エージェンシー問題からの指定管理者制度の一考察－地方公共団体のエージェンシー問題の対策状況－』日本大学大学院総合社会情報研究科紀要 Vol.24,No.2,p121-131
- 渡部春佳(2015)『自治体文化政策の民営化に関する考察－政令指定都市における文教施設に対する指定管理者制度運用を事例に－』社会・経済シス

テム学会,大会関連論文

行政資料

- 閣議決定(2001)『「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」について』(平成 13 年 6 月 26 日)
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/01/dl/s0116-2c.pdf> 2024 年 7 月 2 日閲覧
- 国土交通省国土交通政策研究所(2003)『わが国における NPM 型行政改革の取組みと組織内部のマネジメント』国土交通政策研究第 17 号
<https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk17.pdf> 2024 年 7 月 2 日閲覧
- 総務省自治行政局長(2003)『地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知)』総行行第 8 7 号
https://www.soumu.go.jp/main_content/000670890.pdf 2024 年 7 月 2 日閲覧
- 総務省自治行政局長(2018)『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』
https://www.soumu.go.jp/main_content/000619284.pdf 2024 年 7 月 2 日閲覧
- 総務省自治行政局長(2021)『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』
https://www.soumu.go.jp/main_content/000804851.pdf 2024 年 7 月 2 日閲覧
- 総務省『公の施設の指定管理者制度について①』
https://www.soumu.go.jp/main_content/000451041.pdf 2024 年 7 月 2 日閲覧
- 総務省『公の施設の指定管理者制度について②』
https://www.soumu.go.jp/main_content/000451041.pdf 2024 年 7 月 2 日閲覧
- 内閣府総合規制改革会議(2002)『中間のとりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革』
<https://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/020723/> 2024 年 7 月 2 日閲覧

(Received: August 20, 2024)

(Issued in internet Edition: September 2, 2024)